

築上町告示第149号

令和5年第4回築上町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年11月17日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和5年12月4日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

今富 義昭君	江本 守君
鞆野 希昭君	田原 宗憲君
工藤 久司君	田村 紘貴君
宗 裕君	丸山 年弘君
信田 博見君	池永 巖君
武道 修司君	塩田 文男君
吉元 健人君	池亀 豊君

○12月7日に応招した議員

○12月11日に応招した議員

○12月12日に応招した議員

○12月19日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和5年 第4回 築上町議会定例会会議録（第1日）

令和5年12月4日（月曜日）

議事日程（第1号）

令和5年12月4日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告（提出された案件等の報告）
- 日程第4 議案第95号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第9号）について）
- 日程第5 議案第96号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）について
- 日程第6 議案第97号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第98号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第99号 令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第100号 令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第10 議案第101号 令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 議案第102号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第103号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第104号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第105号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第106号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第107号 町道路線の変更について
- 日程第17 議案第108号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）について
- 日程第18 議案第109号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告（提出された案件等の報告）

日程第4 議案第95号 専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第9号）について）

日程第5 議案第96号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）について

日程第6 議案第97号 令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第7 議案第98号 令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第8 議案第99号 令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について

日程第9 議案第100号 令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第10 議案第101号 令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第11 議案第102号 築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議案第103号 築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第104号 築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第105号 築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について

日程第15 議案第106号 築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

日程第16 議案第107号 町道路線の変更について

日程第17 議案第108号 令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）について

日程第18 議案第109号 築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

出席議員（12名）

1番 今富 義昭君	2番 江本 守君
5番 工藤 久司君	6番 田村 紘貴君
7番 宗 裕君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 池永 巖君
11番 武道 修司君	12番 塩田 文男君
13番 吉元 健人君	14番 池亀 豊君

欠席議員（2名）

3番 鞆野 希昭君

4番 田原 宗憲君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 横内 秀樹君

次長 脇山千賀子君 (監査委員事務局局長併任)

書記 中原 寿浩君

書記 小野 聖佳君

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会計課長	石井 紫君
総務課長	椎野 満博君	企画財政課長	元島 信一君
まちづくり振興課長	桑野 智君	人権課長	武道 博君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	吉川 千保君
保険福祉課長	種子 祐彦君	産業課長	古市 照雄君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	首藤 裕幸君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	鍛冶 孝広君	生涯学習課長	尾座本三雄君
教育施設整備室長	樽本 知也君	農業委員会事務局長	山本健太郎君
監査委員事務局長	脇山千賀子君		

午前10時00分開会

○議長 (塩田 文男君) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、令和5年第4回築上町定例会を開催いたします。

新川町長からの行政報告の申出がありましたので、これを許します。新川町長。

○町長 (新川 久三君) 議員の皆さん、おはようございます。11月の終わりからちょっと寒波が来ておりましたが、今日はちょっと暖かい日のようでございますけれど、12月議会の招集ということで本年最後の議会となりますが、御足労願いまして大変ありがとうございます。

ちょっとだけ、行政報告させていただきますけれども、12月1日付で福岡県のワンヘルス推進条例に基づきまして、本町も1日付でワンヘルスの宣言をさせていただきました。

お手元にはワンヘルスの宣言書のコピーをお配りしていると思いますけれど、このワンヘルス

宣言ということで、県下では17の今まで市町村が宣言をしております、市が大体主でございます。町村では、これで私どもがすれば、たしか4番目か5番目だったかな、そういう形で町村では早いほうと。しかし、京築では吉富町が既にこのワンヘルス宣言を行っているということでございますけれど、今後、人と動物というふうな形の健康対策を、これ熱心にやっっていこうという形でございます。

というのも、鳥インフルエンザやそれから新型コロナウイルスの蔓延という形の中で、これは動物が媒介という形で、非常にやっぱり動物と人間の生活が大事になると、関係が。緊密に大事にしていかなければ、人間のほうにいろんな害がうつってくるというふうな形になるということで、福岡県が全国に先駆けてこのワンヘルス運動をしながら、こういうものを日本全国、それから世界的に発信していこうというふうな形でしたということで、我が町もその趣旨に賛同いたしまして宣言したところでございます。

それから次は、米軍再編ということで、国と協定を結んでおります嘉手納の飛行場の軽減のために、日本国に訓練を受け入れるということで、6基地で現在受け入れておりますが、明日から15日までタイプ2ということで、米軍のF-35Aという、これはBは垂直に上がるものですが、Aは滑走路を使うという形でございますけど、12機、明日から訓練を行うと。そして、築城基地のF-2が8機一緒に訓練を行っっていこうと。このような形で訓練が来るとということで、通告が来ておるとということで、議会にも通知があったと思っておりますけど、そういう形で受入れをしておるという形でございます。

それから3番目には、麦作共励会というのがございまして、本町の今津の里、営農組織、農事組合法人が福岡県知事賞最優秀賞を授与されました。そして、九州代表という形で全国に応募しようという形で、これは九州農政局のほうで審査がございまして、この審査内容で九州農政局で推薦を得まして、全国に応募するという形になって、全国での表彰が期待されるところでございます。

そして、議案といたしましては、専決処分を含めまして予算が7件、それから条例案が1件、そして道路の路線の変更という形で、道路路線の関係が1件、そして追加で、また上程しますけれども、特別職の給与条例ということで、ボーナスの率が職員が変わるという形の中で、特別職と議員さんのボーナスを率の改定をしようということで、これは予算と条例改正を後、向こうで上程をさせていただくということでしております。

そしてまた、最終日には、先ほどの国会で議決がされました低所得者への給付金ということで、7万円の給付がございまして、これも今事務を急いで行っておりますが、事務的に最終日に間に合うようにという形で事務方が頑張っております。最終日のほうにはこの給付金の非課税世帯への7万円支給という形を、最終日のほうに予算案という形で提案をさせていただこうということ

で、頑張っているところがございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それからあと、私ごとではございませうけれども、もう皆さん御存じと思ひますけれども、腹のほうに大動脈瘤というのができておまして、これの除去手術をしなければいけないということで、すこぶる健康は健康なんですけど、いつ破裂するか分からないという形で人工血管に換えるというふうなことで、6日から八野副町長を職務代理として事務の執行に当たっていただく。6日から当分の間という形になりますけれども、おおむね大体1か月から40日ぐらいではなかろうかなということで、予想はお医者から言われているところがございますので、その間に、副町長以下、職員一同頑張っていたくということで、議員の皆さんにもよろしくお願ひ申し上げまして、私の御挨拶とさせていただきます。

本議会全議案が皆さんの採択を得ながら、可決を頂きますようお願ひ申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

○議長（塩田 文男君） 行政報告が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（塩田 文男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、宗裕議員、8番、丸山年弘議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（塩田 文男君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員会の報告を求めます。武道議会運営委員会委員長。武道委員長。

○議会運営委員長（武道 修司君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

12月1日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案どおり決定をいたしましたので御報告をいたします。

12月4日月曜日、本日は本会議で議案の上程。

12月5日火曜日、6日水曜日は考案日といたします。

12月7日木曜日は、本会議で議案に対する質疑と委員会付託といたします。

12月8日金曜日は、考案日といたします。

12月9日土曜日、10日日曜日は、休会といたします。

12月11日月曜日、12日火曜日は、本会議で一般質問といたします。一般質問につきまし

ては、8名の通告があり、11日に4人、12日に4人といたします。

12月13日水曜日は、一般質問の予備日といたします。

12月14日木曜日は、厚生文教常任委員会といたします。

12月15日金曜日は、総務産業建設常任委員会といたします。

12月16日土曜日、17日日曜日は休会といたします。

12月18日月曜日は、委員会予備日といたします。

12月19日火曜日は、本会議で委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

所管外の議案質疑要望の締切りについては、12月8日金曜日の正午までといたします。

以上、会期は、本日から12月19日までの16日間とすることが適当だと決定いたしましたので、御報告をいたします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 議会運営委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日12月4日から12月19日までの16日間と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から12月19日までの16日間に決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（塩田 文男君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第95号外14件です。ほかに例月出納検査報告が、配付のとおり提出されていますので、併せて報告いたします。

日程第4. 議案第95号

○議長（塩田 文男君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第95号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第9号））についてを、会議規則第39条2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定いたしました。

日程第4、議案第95号専決処分について（令和5年度築上町一般会計補正予算（第9号））

についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第95号専決処分について、令和5年度築上町一般会計補正予算（第9号）について、令和5年11月17日付で専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年12月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第95号は専決処分でございますが、本案は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第9号）の専決処分で、議会の承認を求めるものでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額123億1,972万2,000円に4,382万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を123億6,354万2,000円と定めるものでございます。

この予算案につきましては、皆さん方に事前に専決させていただくということで、御了知しておいた災害復旧の予算でございます。7月8日から10日にかけての梅雨前線豪雨で被災した災害復旧箇所、農地災害復旧費が300万、それから農業用施設災害復旧事業費482万円でございます。

歳入予算については、災害復旧事業に係る地元分担金176万9,000円、それから災害復旧の国庫負担金2,025万9,000円、それから災害復旧事業債を1,670万円、そして足りない一般財源については509万2,000円を充当するようにしておりますのでございます。

よろしく御審議を頂き、御承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） これより質疑を行います、質疑のある方。宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 議案を見ても、私の知識ではよく理解できなかったところがありますので、1点だけ質問させていただきます。

議案の3ページに、地方債補正9番公共土木施設災害復旧事業債とあります。続いて、次のページ4ページ、7番災害復旧事業債とあります。財源の更正に伴って起債の方法を変えているようにありまして、それは理解できるんですが、公共土木施設災害復旧事業債というのと、災害復旧事業債って言葉が違うんで多分異なる起債だと思うんですが、言葉だけ見るとほとんど同じような言葉に見えますし、これ2つがどのように違って、なぜ財源更正をする必要があったのかだけ教えてください。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

まず、4ページ目の災害復旧事業債を120万円減額している件についてですけども、これは10月の臨時議会のほうで災害復旧した際に充当したものでございます。

今回、災害復旧に関しまして、農業施設の災害復旧の関係と道路等を含めた公共施設の災害復旧の関係、2本で出てきました関係で、120万円を災害復旧から減額をいたしまして、9番の210万円に120万円と新たに90万円を今回予算計上したもので、210万円としたものでございます。

また、8番の農業施設災害復旧事業については、今回新たに単独分及び国庫補助の対象分となる事業費につきまして、その分の充当した残りの分を1,580万円充当したということで、予算計上しております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 宗議員。

○議員（7番 宗 裕君） 御説明ありがとうございます。

大体分かったんですけど、要はこの7番の災害復旧事業債というのと、9番の公共土木施設災害復旧事業債、借入条件等は全く変わらないようなんで、要は使用目的か内容か何かが違うんだと思うんですが、その2つの借入れの名称は何で違うのか、どう違うのか、そこだけ追加で説明をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 企画財政課、元島でございます。

大きなくくりといたしましては、災害復旧事業というのに関する起債の借入れでございます。その分の内訳といたしまして、先ほども御説明申し上げましたけど、農業施設に係る分と道路等の公共施設に係る分という内訳で、今回計上させていただいております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 賛成意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第95号について採決を行います。本案に対し、反対意見はありません。議案第95号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第95号は承認することに決定いた

しました。

日程第5. 議案第96号

日程第6. 議案第97号

日程第7. 議案第98号

日程第8. 議案第99号

日程第9. 議案第100号

日程第10. 議案第101号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第5、議案第96号令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）についてから、日程第10、議案第101号令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第96号から議案第101号までを一括議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第96号令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）を別紙のとおり提出する。

議案第97号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第98号令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第99号令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

議案第100号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）について、地方公営企業法（昭和27年法律292号）第24条第3項の規定により、令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

議案第101号令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）について、地方公営企業

法（昭和27年法律第292号）第24条第3項の規定により、令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月4日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第96号は、令和5年度築上町一般会計補正予算（第10号）でございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額123億6,354万2,000円に1億1,753万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を124億8,107万7,000円に定めるものでございます。

歳出の主なものは、人事院勧告に伴う職員の人件費の増2,039万7,000円、それと、マイナンバー法等の改正に伴うシステム改正費1,161万1,000円、それから、ふるさと納税返礼品代及びシステム使用料として1,992万3,000円でございます。

歳入の主なものは、ふるさと納税を5,000万円予定しておるところでございます。

それから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金869万1,000円、それから、一般財源の前年度繰越金7,090万9,000円を予定しておるところでございます。その他、債務負担行為の追加を1件、変更を1件、地方債の変更を1件計上させていただいております。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第97号令和5年度築上町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額20億1,629万5,000円に143万2,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を20億1,772万7,000円とするものでございます。

主なものは、人事院勧告に伴う人件費の補正、それと前年度の交付金の精算による返還金ということで、補正をさせていただいているところでございます。

続きまして、議案第98号は、令和5年度築上町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額3億7,789万2,000円に22万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億7,812万円とするものでございます。

補正の主なものは、人事院勧告に伴う人件費の補正でございます。

歳入については、一般会計繰入金22万8,000円の補正、歳出については、同じく総務費の増額補正でございます。

次に、議案第99号令和5年度築上町西角田財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額1,576万2,000円に3万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,579万7,000円とするものでございます。

補正の主なものは、森林簿更正に伴う森林保険料の見直しをして3万5,000円追加するものでございます。

次に、議案第100号令和5年度築上町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

本案は、既定の収益的収支予算の支出を51万7,000円増額し、総額を4億9,490万9,000円にするものでございます。

これは、人事院勧告に伴う人件費の補正ということでございます。

次に、議案第101号令和5年度築上町下水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

本案は、既定の収益的収支予算の支出を42万9,000円増額し、総額を6億2,243万1,000円にするものでございます。この会計も、人件費の増額というようなことで、既定の資本的収支予算の支出を6万8,000円増額し、総額を3億7,563万3,000円とするものでございます。

内容としては人事院勧告での人件費の補正ということでございます。

以上でございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。

日程第11. 議案第102号

日程第12. 議案第103号

日程第13. 議案第104号

日程第14. 議案第105号

日程第15. 議案第106号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第11、議案第102号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第15、議案第106号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてまでを、会議規則第37条の規定により、一括議題としたいが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塩田 文男君） 異議なしと認めます。よって、議案第102号から議案第106号までを一括議題といたします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第102号築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につい

て、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第103号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第104号築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第105号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

議案第106号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月4日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第102号は、築上町印鑑条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に際し、移動端末設備による申請が可能となるため、築上町印鑑条例の一部を改正するものでございます。また、条文の一部を合わせて訂正するものでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

次に、議案第103号築上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、人事院が国家公務員の月例給の引上げ並びに期末手当及び勤勉手当の支給月数の引上げを勧告したことに伴い、現下の地方行財政の状況等地域の実情を踏まえ、人事院勧告制度を尊重し、適切な給与改定を行うこと、また、令和5年度から職員の定年が延長されたことに伴い、61歳に到達する年度以降の職員の昇給について定めるため、築上町職員の給与に関する条例を改正するものでございます。

次に、議案第104号は、築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和5年7月24日に公布されたことに伴い、築上町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な内容は、出産する被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を免除する措置が新設されることに伴い、築上町の国民健康保険税についても、これに応じた措置を講ずるため、築上町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。併せ、条文内の表記を分かりや

すくするため、文言の一部を修正をさせていただいたところでございます。

次に、議案第105号築上町地区集会所条例の一部を改正する条例の制定でございます。

水原越路集会所については、平成2年度に福岡県の地域改善対策事業で整備されましたが、供用開始後は指定管理者による管理が行われていたが、時代の推移に伴いまして使用頻度が減少しました。また、老朽化も著しく、危険であることから地元より建物解体の要望がありました。そこで、本条例案は、本年10月末に解体工事が竣工しましたので、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第106号築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定でございます。

本条例案は、子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、築上町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

以上、条例改正案をまとめて提案理由を説明しましたが、よろしく御審議のほど、御採択をお願い申し上げます。

日程第16. 議案第107号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第16、議案第107号町道路線の変更についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第107号町道路線の変更について、次のように町道路線を変更するものとする。

令和5年12月4日提出、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第107号は、町道路線の変更でございます。

寒田36号線については、起点が主要地方道犀川豊前線、それに接続している路線でございますが、主要地方道犀川豊前線の橋梁架け替え工事による新しい道の供用開始に伴い発生する旧道を町道として供用すべく、福岡県から移管を受けるものがございます。つきましては、起点を旧道路部分に変更し、路線を延長するため、道路法第10条第2項に基づき、町道路線を変更するものがございます。

よろしく御採択をお願い申し上げます。

日程第17. 議案第108号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第17、議案第108号令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島企画財政課長。

○企画財政課長（元島 信一君） 議案第108号令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）を別紙のとおり提出する。

令和5年12月4日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第108号は、冒頭の御挨拶も申し上げましたとおり、追加をさせていただいた議案でございます。

令和5年度築上町一般会計補正予算（第11号）についてでございますが、本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額124億8,107万7,000円に67万3,000円を追加し、歳入総額の予算総額を124億8,175万円と定めるものでございます。

人事院勧告に伴う議会議員及び町特別職の期末手当の補正67万3,000円でございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願いいたします。

日程第18. 議案第109号

○議長（塩田 文男君） 次に、日程第18、議案第109号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野総務課長。

○総務課長（椎野 満博君） 議案第109号築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年12月4日、築上町長新川久三。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第109号は、築上町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、国家公務員特別職に準じて本町特別職期末手当支給率の改定を行うものでございます。国家公務員特別職は、国家公務員一般職に準じて期末手当支給率の増額を行っており、国家公務員特別職の支給率格差是正のため、三役及び議員の給与等の改定を行うものでございます。

なお、改定は年間0.1か月分という形でございます。現行は3.0を3.1か月という形に改めるものでございます。

よろしく御審議を頂き、御採択をお願い申し上げます。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。

○議長（塩田 文男君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

議案に対する資料請求及び所管委員会以外の議案質疑を希望される議員は、所定の様式で事務局まで提出してください。

これで散会いたします。

午前10時39分散会
